

2020-21

B1・B2リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第1号および第2号に定める公式試合として、2020-21 B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試合

第1条【試合の概要】

試合の主催等に関する事項は、Bリーグ規約第4章第2節に定める。

第2条【大会方式】

B1およびB2のリーグ戦は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① B1：カンファレンス制。B1の20クラブを東地区、西地区の2地区に分け、それぞれ10クラブずつを置く。自地区では4回戦総当たり、他地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他地区内の2クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。
- ② B2：カンファレンス制。B2の16クラブを東地区、西地区の2地区に分け、それぞれ8クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、他地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他地区内の1クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。

第3条【ハーフタイム】

第2クオーターと第3クオーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にBリーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第4条【オフィシャルタイムアウト】

第2クオーターと第4クオーターの各残り5分以降（5分を含む）で最初にボールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒の

タイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オフィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお、オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第5条 [ビデオ判定]

B1リーグ戦においては、ビデオ判定を行うこととする。なお、本運用は協会の定める競技規則に準ずるものとする。

第6条 [試合エントリー選手およびチームスタッフの人数]

- (1) 各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、9名以内とする。
- (2) 前項にて規定する選手のエントリーは、負傷疾病的症状によりプレーを行うことができない場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。
- (3) 第1項に定める各試合にエントリーできる者は、以下各号に定める要件をいずれも満たす者に限られるものとする。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについては第1号の規定を適用しないものとする。
 - ① Bリーグ規約第46条の2に定める新型コロナウイルス感染症に関する統一検査（以下「統一検査」という）のうち、エントリーする各試合に対して予め指定された検査（以下「指定統一検査」という）において陰性判定を得ていること。ただし、統一検査で陽性判定となった場合でも、その後の行政検査もしくは医療検査により陰性判定となった場合を得ている場合は、これを充足することと見做す。
 - ② エントリー時点で体温が37.5度未満であること。ただし、これを超過する場合においても、Bリーグ新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（以下「新型コロナガイドライン」という）に基づき、体調管理ツールから得られた平熱に加えて0.5度以内であることが確認できること。
 - ③ 濃厚接触者として保健所に判断された場合や、入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている状態でないこと。なお、保健所による濃厚接触者の調査中においては、Bリーグの定める独自の基準により、濃厚接触者と判断される恐れがないこと。

第6条の2 [エントリー資格認定委員会による認定]

- (1) Bクラブ（指定統一検査の受検者を含む）の責めに帰すべからざる事由により以下各号に定めるいずれかの場合に該当したために、第6条第3項第1号に定める指定公式検査において陰性の結果が得られない場合、当該Bクラブは、

所定の方法によりBリーグに申請の上、エントリー資格認定委員会の判断を求めることができる。

- ① やむを得ない事情により指定統一検査の受検が困難である場合
- ② 指定統一検査において、受検不能、検査遅滞、検査異常等が生じたため検査結果が得られない場合
- (2) 前項に定めるBクラブからBリーグへの申請は、各試合の指定統一検査の都度Bリーグが指定する期限までに行わなければならない。
- (3) エントリー資格認定委員会は、以下の各号の事情を斟酌し、エントリーの可否を判断する
 - ① P C R検査等厚生労働省により承認された検査で陽性判定を受けた者への就業制限の解除について、公的機関が定めた基準の充足状況
 - ② 統一検査と別に実施した検査（行政検査および医療検査を含む）の結果
 - ③ その他エントリー資格認定委員会が認める特段の事情
- (4) 前項のエントリー資格認定委員会の判断の結果、エントリー可能と認められた者は、第6条第3項第1号の要件を満たすものとみなす。
- (5) 前4項に定めるほか、エントリー資格認定委員会の判断に関する手続きは、「エントリー資格認定委員会規程」の定めるところによる。

第7条〔外国籍選手等〕

- (1) Bクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途1クラブ1名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に1クラブ合計2名以上登録することはできない。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、前項のうち1クラブ合計3名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は外国籍選手と別途1名以内とする。
- (3) 試合中同時にプレーできる外国籍選手数は、試合を通して2名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は試合を通して外国籍選手2名と同時にプレーすることができる。
- (4) 延長时限においても前項と同じく取り扱うこととする。
- (5) リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に取り扱う。

第8条 [コート内のチームスタッフ]

- (1) ベンチには、交代選手5～7名が着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、9名以内とする。
- (3) Bクラブは、協会またはBリーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、選手等への指示を出してはならない。
- (4) 協会またはBリーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上にのみ立ち入ることができるものとする。ただし、会場内ではクラブのスタッフが常時帯同し、当該選手等がアウェークラブの場合、着席位置は事前にホームクラブの承諾を得ることとする。
- (5) 試合にエントリーする選手やチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判の会場入りから会場を出るまでの時間帯において、不要に審判と接触することを禁ずる。
- (6) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、Bリーグにより処分を決定される。

第9条 [Bリーグチャンピオンシップ・B2プレーオフ進出クラブの決定方法]

- (1) Bリーグチャンピオンシップの進出クラブは、第3項の規定に基づきB1において各地区の1位、2位および3位になったクラブならびに各地区の上位3クラブを除いた14クラブのうち上位2クラブとする。
- (2) B2プレーオフの進出クラブは、第3項の規定に基づき、B2において各地区の1位、2位および3位になったクラブならびに各地区の上位3クラブを除いた10クラブのうち上位2クラブとする。
- (3) クラブの順位は、勝率によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2号および3号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて1試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする
 - ④ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする

- ⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける1試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする
 - ⑥ 抽選
- (4) 前項第6号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

第9条の2【年間最終順位の決定方法】

B1リーグおよびB2リーグのそれぞれの年間最終順位は、以下により決定する。

- ① 1位から8位までについては、チャンピオンシップ試合実施要項およびB2プレーオフ試合実施要項のそれぞれ定めるところによる。
- ② 9位以下については、前条第3項の規定に基づき定められた順位による。

第9条の3【審判員】

- (1) Bリーグは、リーグ戦の審判員について、協会に対し協会登録の審判員で、かつBリーグ規約第94条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。
- (2) 審判員は、試合開始時刻の90分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) 審判員のいざれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、審判員の補充等に関しては、Bリーグと協会が協議の上対応を決定する。
- (4) 前項の定めにかかわらず、当該試合に派遣される審判員が競技規則に規定された3名に満たない場合は、2名での体制においては公式試合は当初の予定どおり実施することとし、1名以下となる場合はBリーグ規約第55条に基づき試合を中止する。

第10条【日 程】

リーグ戦は、Bリーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運営

第11条【試合の運営に関する事項】

試合の開催や運営に関する事項は、Bリーグ規約第4章第3節に定める。

第12条【運営責任】

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、ティップオフ時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、あらかじめ代表理事に届け出て承認を得た者に、

本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第13条 [ティップオフ時刻の厳守]

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められたティップオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりティップオフ時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがティップオフ時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第14条 [チームの試合前日入り]

チームは、Bリーグ規約第22条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第15条 [入場料金の払戻し]

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となつた場合

第16条 [退場処分等]

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第17条 [出場停止処分]

- (1) 出場停止処分は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議決定する。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
- (2) 出場停止処分の未消化分が当該シーズン公式戦終了時に残る場合、未消化分が2試合以上に及ぶ場合には、そのすべてを翌シーズンの公式戦に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該シーズン公式戦終了をもって失効す

るものとする。

第18条 [抗議の手続き]

- (1) Bクラブは、次の各号について不利益を受けた場合、抗議を申し立てることができることとする。ただし、第1号については、当該クラブが敗戦し、当該抗議事象の発生により直接的に被った失点または相手クラブ側への誤った得点計上が、最終得点差と同数もしくはそれ以上だった場合に限る。
- ① 審判によって訂正されなかったスコアおよびゲームクロックの管理、ショットクロックの操作での誤り
 - ② ゲームの没収、中止、延期、再開もしくはプレーをしないことについての決定
 - ③ 適用される出場資格に対する違反
- (2) 抗議が受理されるためには、次の各号の手順に従わなければならない。
- ① 当該クラブが試合中にその誤りや事象、違反について把握し、当該事象についての指摘を、適時にテーブルオフィシャルズまたは審判に対して行っていたことを要件とする
 - ② ゲーム終了後15分以内に、抗議を行おうとするクラブのキャプテンは、そのクラブが当該試合結果に対して抗議を行うことを当該試合のゲームディレクターに知らせ、スコアシートの抗議欄にサインをしなければならない。
 - ③ ゲーム終了後1時間以内に、そのクラブは抗議の理由と根拠を文書にて提出しなければならない。その際、電子データでの提出を認める。
 - ④ 1件の抗議に対し保証金として15万円(税抜)を添えなければならず、抗議が棄却された場合は返還しないこととする。
- (3) 抗議の意を受けたゲームディレクターは、その旨をBリーグ宛に速やかに通知し、緊急報告書を用いて報告する。
- (4) 抗議の手続きが適切に履行された場合、代表理事CEO(チェアマン)は可及的速やかにBリーグ規約第60条の2のとおり適切な決定を下すこととする。
- (5) 前項の決定に対する再審査や抗議は受け付けない。

第3章 試合の収支

第19条 [試合の収支に関する事項]

試合の収支に関する事項は、Bリーグ規約第4章第5節に定める。

第20条 [収支報告]

Bクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試

合収支決算書」の写しをBリーグに提出しなければならない。

第21条〔改　正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改　定〕

2016年7月13日

2017年7月12日

2018年7月10日

2019年7月9日

2019年9月11日

2020年7月14日

2020年9月28日